

令和元年 12月 19日開催

厚生常任委員会資料【所管事務調査】

上越市子ども・子育て支援総合計画（案）の概要について	・・・・・・・・ 1～2
上越市子ども・子育て支援総合計画（案）	・・・・・・・・ 別冊

1. 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

【全国的な背景】

少子化や核家族化の進展、地域のつながりの希薄化など、子育て家庭を取り巻く環境の変化に伴い、子育てへの不安や負担、孤立感を抱える保護者が増加傾向にある。また、いじめや虐待など子どもの人権と安全・安心を脅かす事案が発生し、大きな社会問題になっている。

◆これまでの取組（平成27年度～令和元年度）

『上越市子ども・子育て支援事業計画』

※根拠法：子ども・子育て支援法

『上越市第2期子どもの権利基本計画』

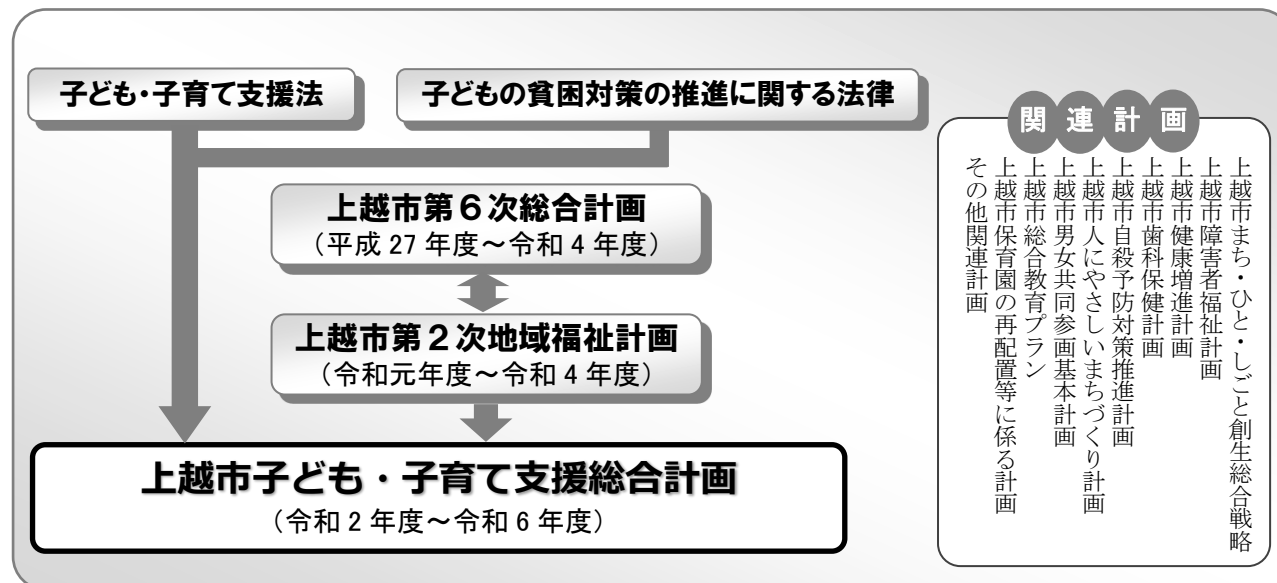
◆これからの取組（令和2年度～6年度）

両計画を一体化し、子どもの貧困対策を包含

『上越市子ども・子育て支援総合計画』

※根拠法：子ども・子育て支援法、
子どもの貧困対策の推進に関する法律

2 計画の法的根拠と位置付け



3 計画の期間

令和2年度から6年度までの5年間を計画期間とする。

2. これまでの取組

「子ども・子育て支援事業計画」並びに「第2期子どもの権利基本計画」の計画期間における主な取組

- ▶ 小学校就学前の子ども及び妊産婦医療費の完全無料化、保育料の軽減、奨学金貸付事業の拡充
- ▶ オーレンプラザこどもセンターを新たに設置
- ▶ 市内全ての小学校に放課後児童クラブを開設
- ▶ 子どもの権利学習の実施
- ▶ すこやかにくらし包括支援センターによる子どもの育ちに関するワンストップの相談支援体制の構築
- ▶ 電話相談「子どもほっとライン」の24時間・年中無休での開設 など

3. 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

みんなで育む子どもの笑顔・輝く未来

2 計画の基本目標

基本目標 1

子どもが自分らしく、すこやかに成長することができる環境の整備

子どもが、年齢に応じた社会性を身につけ、他者を思いやる心を持ち、自信と希望をもって生活することが大切です。

市は、子どもが自分らしく生きていくために、子どもの権利学習や普及・啓発活動を推進するとともに、家庭環境を問わず、すべての子どもがのびのびと過ごせる居場所づくり、義務教育を終了した子どもへの自立支援を行います。

また、乳幼児の発達、障害のある子どもへの支援や養育支援の充実を図ります。

基本目標 2

安心して子どもを産み、喜びと生きがいをもって子育てができる社会の構築

保護者が、子育てを通して子どもの成長への喜びや生きがいを感じるとともに、責任を認識し、役割を果たしながら、家族で協力して子どもを育てていくことが大切です。

市は、子どもを安心して産み育てられるように、各種手当の支給や医療費の助成など経済的負担の軽減及び子育て支援体制の充実を図るとともに、安全で快適な保育環境の充実と多様な保育サービスを提供し、子育て家庭の育児と仕事の両立を支援します。

また、母子保健事業の充実を図り、喜びと生きがいをもって子育てができる環境を整えます。

基本目標 3

地域や学校等で子どもの成長を見守る体制の強化

少子化や核家族化の進展、地域のつながりの希薄化などにより、子育てへの不安や負担、孤立感を抱える保護者が増加傾向にあることから、家庭・地域・学校等が協力して子どもを育む体制を強化する必要があります。

地域や学校等が協力して子どもの成長を見守り、子育て家庭を支えるとともに、地域の中で、子どもがのびのびと笑顔で過ごせる環境を整えます。

基本目標 4

社会全体で子どもと子育て家庭を支える体制の強化

いじめ認知件数や虐待通報件数が年々増加していることから、子どもの成長過程や複合的な課題を抱える子育て家庭の状況に応じた相談支援体制の充実や関係機関の連携により、いじめや虐待の未然防止に向けた取組を推進します。

また、男女を問わず仕事と生活のバランスがとれた働き方や自ら望むライフスタイルを実現することができる環境を整えます。

経済的・家庭的に困難な状況にある子どもや保護者が適切な支援を受けることができるよう、切れ目のない支援の継続と社会全体で子どもと子育て家庭を支えていく体制を強化します。

4. 基本目標に基づく施策の体系

